

運 営 規 程

グループホーム 風の樹

社会福祉法人 一石会

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

「風の樹」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一石会が開設するグループホーム風の樹（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が要支援・要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4. 事業所は事業の提供にあたり、利用者、利用者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回程度必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム風の樹
- (2) 所在地 東京都東大和市中央一丁目13-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤、兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

管理者は提供する介護サービスの質を担保しつつ効率的に運営する観点から管理者が同一敷地内における他事業所、施設等でなくても差し支えないものとする。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤、兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。計画作成担当者は厚生労働大臣が定める研修の終了者とし、うち1名は介護支援専門員の有資格者を配置する。

(3) 介護職員 人員に関する基準を満たす人数

介護職員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。日中時間帯は利用者3名に対して常勤換算1名以上、夜間時間帯はユニット毎に1名以上の介護スタッフを配置する。

(利用定員、夜間及び深夜の時間帯)

第5条 利用定員は18名とする。(1ユニット9名×2ユニット)

2. 夜間及び深夜の時間帯は、22:00～6:00とする。

(介護の提供内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介

護計画を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。

3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に定められた負担割合とする。その他の費用（介護保険適用外費用）は以下の通りとし、その金額は別紙「料金表」に定めた通りとする。

- ◆敷金
- ◆家賃
- ◆食費
- ◆光熱水費
- ◆共益費
- ◆理美容代
- ◆おむつ・パット代
- ◆レクリエーション・クラブ・行事参加費

2. 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3. 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

4. 利用者は、第1項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退居する場合は、残金を退居時に支払うものとする。

5. 支払いは、口座引落または現金等のいずれかの方法によるものとし、利用開始時に事業所と利用者で決定するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援者もしくは要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居となる場合がある。

3. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に当たって必要な援助を行うように努める。

(秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対し秘匿する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2. ハラスメントに関する担当者を定め、ハラスメントの対策に努める。

(衛生管理)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 食中毒及び感染症が発生しないよう、又は蔓延しないように可能な限り必要な措置を講じるものとし、必要に応じて保健所等からの助言、指導を求めるとともに連携を保つよう努める。また、従業員に対し、定期的に研修を実施する。

3. 事業所は事業継続計画（感染・BCP）を作成し、それに基づいた研修や訓練を年2回実施するものとする。

(協力医療機関との連携体制)

第13条 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で適切

な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する為に、医師や看護師が相談対応を行う体制を常時確保された以下の要件を満たす協力医療機関を定める様に努める事とする。

- ・利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- ・1年に1回以上、利用者の症状の急変が生じた場合等に対応の確認をする事とし、当該医療機関の名称等について自治体に提出しなければならないこととする。

- ・利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることが出来る様に努めることとする。

2. 新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応出来る体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決める様に努める事とする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う事を義務付ける。

(緊急時における対策等)

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

(災害、非常時への対応)

第15条 事業所は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 事業所は、消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。

3. 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

4. 事業所は事業継続計画（災害 BCP）を作成し、それに基づいた研修や訓練を年2回実施するものとする。また、訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう、日頃からの連携に努める。

(虐待等の禁止)

第 16 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- ◆身体的虐待
- ◆心理的虐待
- ◆性的虐待
- ◆経済的虐待
- ◆介護・世話の放棄・放任

虐待の発生・再発の防止の為に担当者を定め、委員会を開催する。また、虐待防止の指針を定め、その指針に基づいた研修を新規採用時と定期的（年 2 回以上）に行うものとする。

事業所は、当該利用者又は他の利用者及び従業者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。身体拘束等の適正化のために委員会の開催、また身体拘束の指針を定め、その指針に基づいた研修を定期的に行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3. 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

4. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(委員会等の設置)

第 18 条 事業所は、利用者の健康や権利を守るため、以下の各種委員会や会議を設置し、運営するものとする。

- ①業務継続計画の策定と実施の為に会議及び研修・訓練の実施や内容の周知等
- ②感染対策に於いて委員会の開催及び研修、訓練の実施や内容の周知等
- ③身体拘束、虐待防止に於いて指針の整備、委員会の実施及び研修の実施や内容の周知等

- ④生産性向上に於いて委員会の実施及び内容の周知や現場における課題の抽出及び分析し
職員の負担軽減に資する方策を検討、内容の周知等

(その他運営に関する留意事項)

第19条 厚生労働省が定める事業所の運営規程の概要などの重要事項にかかる情報の開示は原則として書面掲示を求めている一方、備え付けの紙ファイル等又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替出来る規定になっているところに加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、法人・ホームのホームページ等又は情報公表システム上において掲載・公表をしなければならないこととする。

2. 介護現場の生産性向上の取り組みを推進する観点から、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けることとする。

。

3. 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

4. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録等、必要な記録、帳簿を整備する。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一石会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

平成30年 3月 27日 一部改正 (平成30年 4月 1日より施行)

2019年 9月 24日 一部改正 (2019年10月 1日より施行)

2024年 3月 26日 一部改正 (2024年 4月 1日より施行)

【運営規程別紙】

グループホーム風の樹 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 料金表

※ 赤字の部分が変更となります。

1. 利用料金

① 基本料金（施設利用料）

※東大和市の地域区分は「4級地（10.54）」になります

区 分	単位数	1日当りの施設利用料（10割）	1日当りの施設利用料（1割負担）	1日当りの施設利用料（2割負担）	1日当りの施設利用料（3割負担）
要支援2	749	7,894円	790円	1,579円	2,369円
要介護1	753	7,936円	794円	1,588円	2,381円
要介護2	788	8,305円	831円	1,661円	2,492円
要介護3	812	8,558円	856円	1,712円	2,568円
要介護4	828	8,727円	873円	1,746円	2,619円
要介護5	845	8,906円	891円	1,782円	2,672円

② 加算料金

区 分	単位数	1日当りの施設利用料（10割）	1日当りの施設利用料（1割）	1日当りの施設利用料（2割）	1日当りの施設利用料（3割）	備 考
夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	527円	53円	106円	159円	
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	263円	27円	53円	79円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,108円	211円	422円	633円	
若年性認知症利用者受入加算	120	1,264円	127円	253円	380円	
看取り介護加算	72	758円	76円	152円	228円	死亡日以前31～45日
	144	1,517円	152円	304円	456円	死亡日以前4～30日
	680	7,167円	717円	1,434円	2,151円	死亡日前日・前々日
	1,280	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円	死亡日
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57	600円	60円	120円	180円	介護予防は算定なし
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47	495円	50円	99円	149円	介護予防は算定なし
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	389円	39円	78円	117円	介護予防は算定なし
退居時相談援助加算	400	4,216円	422円	844円	1,265円	
退居時情報提供加算	250	2,635円	264円	527円	791円	

区 分	単位数	1日当りの施設利用料 (10割)	1日当りの施設利用料 (1割)	1日当りの施設利用料 (2割)	1日当りの施設利用料 (3割)	備 考
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	42円	5円	9円	13円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	231円	24円	47円	70円	いずれか一つを算定する。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63円	7円	13円	19円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,054円	106円	211円	317円	月額
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,108円	211円	422円	633円	月額
栄養管理体制加算	30	316円	32円	64円	95円	月額
口腔衛生管理体制加算	30	316円	32円	64円	95円	月額
口腔・栄養スクリーニング加算	20	210円	21円	42円	63円	1回当たり (6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算	40	421円	43円	85円	127円	月額
協力医療機関連携加算(体制常時確保)	100	1,054円	106円	211円	317円	月額
協力医療機関連携加算(上記以外)	40	421円	43円	85円	127円	月額
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,581円	159円	317円	475円	月額
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,264円	127円	253円	380円	月額
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	105円	11円	21円	32円	月額
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	月額
新興感染症等施設療養費	240	2,529円	253円	506円	759円	月額
生産性向上推進体制	100	1,054円	106円	211円	317円	月額

区 分	単位数	1日当りの施設利用料 (10割)	1日当りの施設利用料 (1割)	1日当りの施設利用料 (2割)	1日当りの施設利用料 (3割)	備 考
加算(Ⅰ)						
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	10	105円	11円	21円	32円	月額
入院時加算	246	2,592円	260円	519円	778円	1月に6日を限度
初期加算	30	316円	32円	64円	95円	入所した日から起算し て30日以内
介護職員処遇改善加 算Ⅰ	1月につき+所定単位×111/1000					いずれか一つを算定す る。
介護職員処遇改善加 算Ⅱ	1月につき+所定単位×81/1000					
介護職員処遇改善加 算Ⅲ	1月につき+所定単位×45/1000					
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×31/1000					いずれか一つを算定す る。
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位×23/1000					
介護職員等ベースア ップ等支援加算	1月につき+所定単位×23/1000					
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位×186/1000					いずれか一つを算定す る ※令和6年6月1日以 降
介護職員等処遇改善 加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位×178/1000					
介護職員等処遇改善 加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位×155/1000					
介護職員等処遇改善 加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位×125/1000					
業務継続計画未実施 減算	所定基本報酬の単位数の×3/1000 減算					
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定基本報酬の単位数の×1/1000 減算					
身体拘束廃止未実施 減算	所定基本報酬の単位数の×10/1000 減算					

【運営規程別紙】

※ 赤字の部分が変更となります。

② その他の利用料

項 目	単 位	単 価	備 考
家賃	1月	53,500 円	
食費	1月	34,000 円	1日相当額:1,120 円(※1)
光熱水費	1月	17,000 円	
共益費（一般）	1月	24,200 円	
共益費（生活保護）	1月	20,900 円	
おむつ代	1枚	実費	希望者のみ（希望する・希望しない）
パット代	1枚	実費	希望者のみ（希望する・希望しない）
理美容代	1回	実費	希望者のみ（希望する・希望しない）
レクリエーション費	1回	実費	参加者のみ（希望する・希望しない）
訪問看護随時訪問費	1回	実費	定期訪問時以外に訪問看護を提供した場合
退居物品処分費用	1回	実費	退居時に荷物処分を依頼される場合
敷金	1回	100,000 円	退居時の修復代、未払金に充当。残りの場合は、精算の上返金とする。

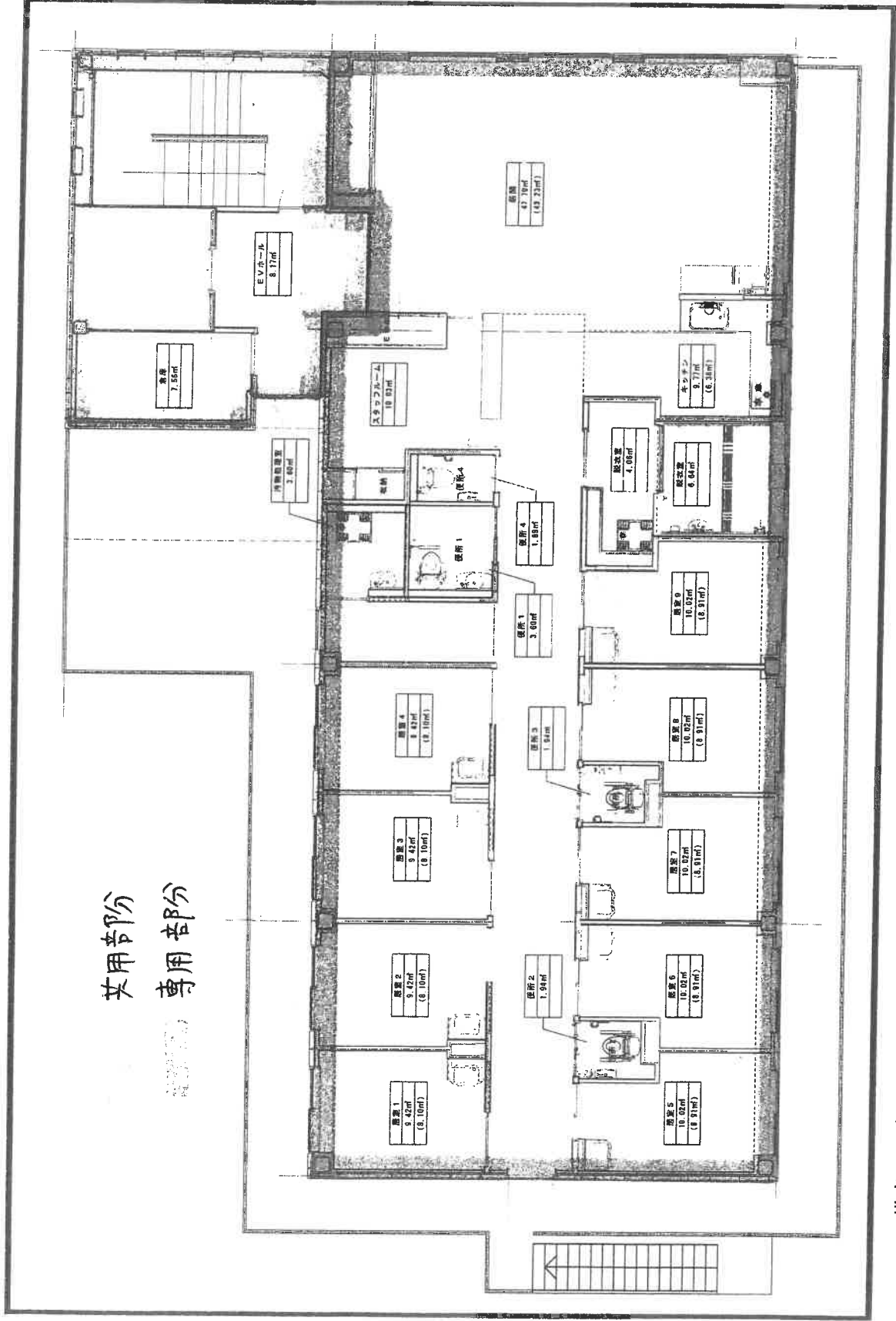
※1.食費は月額での請求になりますが、入院や外泊等により食事を止めた場合は、年額から1日あたりの金額を計算し1,120円にて処理をいたします。

20240801

(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称

グループホーム風の樹 3階



3階平面図

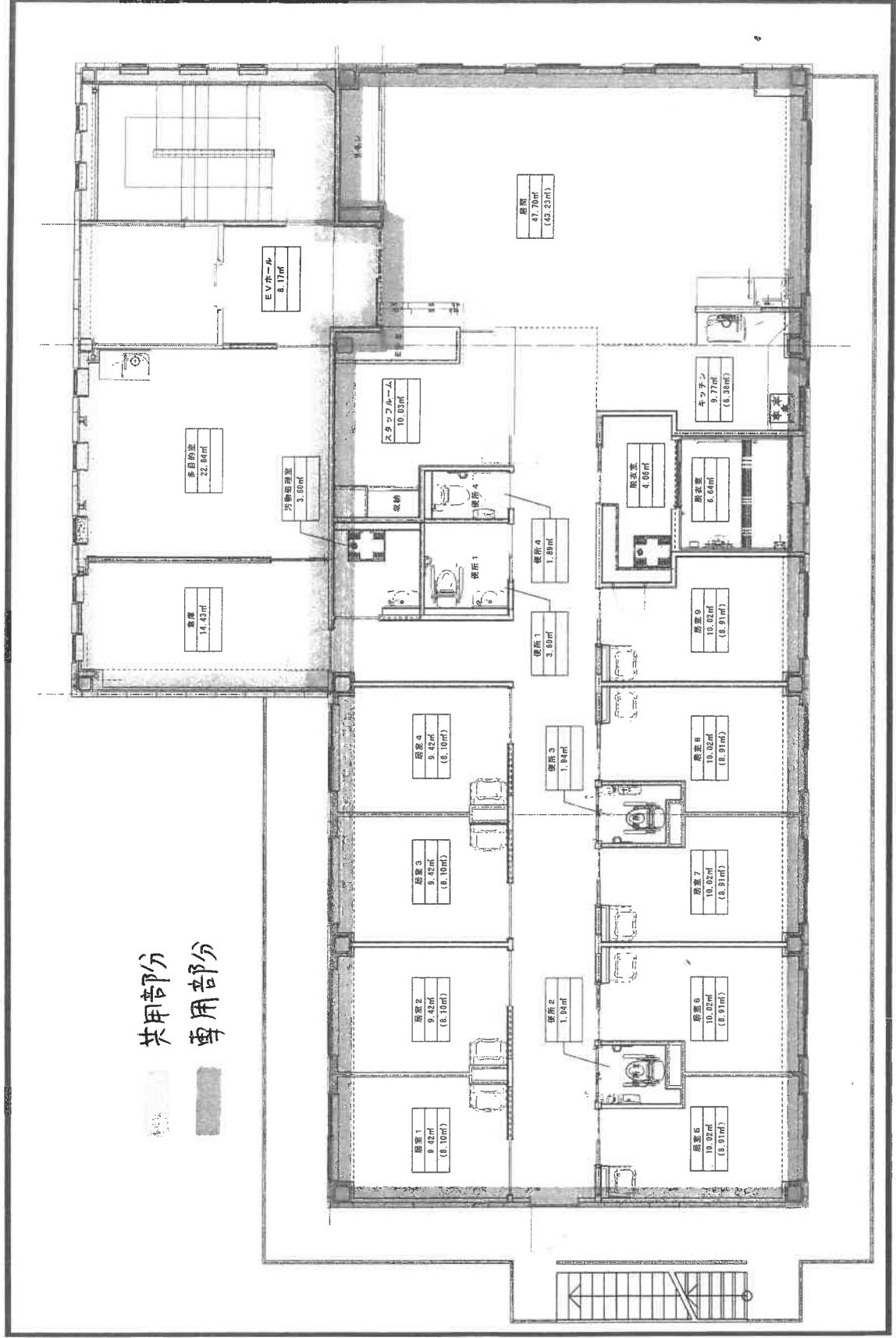
備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称

グループホーム風の樹 2階



2階平面図

備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。